

平成27年第20回教育委員会定例会議事録

平成27年11月25日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成27年11月25日（水）午後2時00分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出隆安 委員 對馬初音
委員 伊井希志子 委員 折井麻美子

出席説明員 事務局次長 徳嵩淳一 学校整備部長 大竹直樹
生涯学習スポーツ 和久井義久 中央図書館長 井山利秋
担当部長
庶務課長 岡本勝実 教育人事 藤江敏郎
企画課長
学務課長 正田智枝子 特別支援 伴裕和
教養課長
学校支援課長 朝比奈愛郎 学校整備課長 喜多川和美
生涯学習推進課長 本橋宏己 済美教育センター 白石高士
所長
済美教育センター 大島晃 済美教育センター 手塚成隆
統括指導主事
済美教育センター 加藤康弘 中央図書館次長 吉川英一
就学前教育担当課長
副参事 塩畑まどか
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司
担当書記 小野謙二

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第71号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第72号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

- (1) 次世代型科学教育の拠点づくりに関する調査・研究業務報告書について
- (2) 「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果等について

目次

議案

議案第71号	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	14
議案第72号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第73号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	17

報告事項

1 報告事項

(1)	次世代型科学教育の拠点づくりに関する調査・研究業務報告書について	4
(2)	「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果等について	9

教育長 ただいまから、平成27年第20回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は馬場教育長職務代理者が欠席でございますが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めることといたします。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議について説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。事前のご案内では、報告事項2件を予定しておりましたが、議案第71号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第72号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第73号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が提出されましたので、議案が3件、報告事項が2件となっております。以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入ります。ただいま庶務課長から説明がありましたとおり、議案第71号、第72号及び第73号が追加で提出されておりますので、これらの議案につきましても、本日の委員会で審議したいと思っておりますが、それにつき、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、これら3議案につきましても本日の委員会で審議することといたします。

なお、これら3議案につきましては、平成27年第4回区議会定例会へ提出する予定の議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、これら3議案につきましては、審議を非公開とし、報告事項の聴取が終了した後に審議することといたします。

それでは、まず日程第1、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「次世代型科学教育の拠点づくりに関

する調査・研究業務報告書について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 科学館の廃止につきましては10月20日に、また、科学館廃止の条例案につきましては11月2日の教育委員会でご議決をいただきましたが、本日は、次世代型科学教育の拠点づくりに関する調査・研究報告書につきまして、ご報告を申し上げます。

本報告書は、平成27年度から本格的に実施しております出前型・ネットワーク型の科学教育事業の実施状況等を踏まえつつ、今後の新たな科学教育の拠点づくりの検討・具体化に資することを目的として、「科学教育事業のあり方」と、それを踏まえた「新たな科学教育の拠点のあり方」についての調査・研究を、専門事業者である丹青社に委託して取りまとめたものでございます。

本日の資料は、報告書の本編、これは約40ページのもの、A3判2枚の別紙1の報告書概要版を用意しております。報告書概要版、A3、2枚のものでございますけれども、ご覧ください。

まず、Iの「次世代型科学教育事業」でございますが、この間、科学館を廃止するに当たりまして、平成26年度より理科出前授業等の試行を行い、27年度からは、その試行を踏まえ、学校教育部門は済美教育センター、生涯学習部門は社会教育センターを当面の拠点とし、小・中学校への出前授業、身近な施設での出前授業等の展開を図っているところでございます。

事業規模は、26年度に科学館で実施していた回数と同程度で行っているところでございます。それが一番左のところに書いてございます。

報告書概要版では、これらの主な事業に対する区民等のアンケート調査、それが次に続いておりますが、学識経験者の意見、その次の列にございます。これについて事業ごとにまとめて記載をしてございます。

そして、1枚目の最後の行のところに、今後の事業展開の視点について書いてございますが、アンケート結果、学識経験者等の意見を踏まえると、今後、事業ごとに提示してございます視点を機能的に組み合わせることで、より効果的で多面的な事業展開を実現できるとしてございます。

次に、資料の2枚目をご覧ください。

IIの「新たな科学教育の拠点」でございますが、生涯学習、学校教育

分野の拠点のあり方につきましては、27年度の出前授業の実績を踏まえますと、学校教育分野における出前授業は、引き続き、済美教育センターが拠点となり実施することが、新たな科学教育の拠点は、生涯学習部門の事業展開と学校教育部門の後方支援をしていくことが適当であるとしております。それが一番左の列の上のところに記載をしております。

資料の1枚目でお示しをいたしました次世代型科学教育事業の展開を実現するため、新たな拠点に求められる機能につきましては、2列目のところに記載してございますけれども、9点、①から⑨までございます。従来の科学館における展示機能や実験・工作機能に加えまして、学校における理科教育の支援機能、区民団体等の交流・相談機能、ICT機器等により最新の科学情報を提供するライブラリー機能のほか、出前型事業の企画・運営機能等を備えたものとして、拠点の諸室のイメージスケッチとともに、各機能を実現するために必要な諸室の想定面積を記載してございます。

そして、一番右の枠でございますけれども、それぞれ必要な諸室に対する学識経験者の意見を記載しております。

なお、今後でございますけれども、今後は、この報告書を土台といたしまして、区としてのさらなる検討を進めて、新たな科学教育の拠点の整備を28年度に予定しております実行計画等の改定に反映させていく考えでございます。

簡単ではございますけれども、説明は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 すばらしいなというか、特にこのイラストのところを見ると、夢が広がっていくみたいで、いいなと思いながら見ておりました。

単純な希望ですけれども、例えば展示の中に、子どもたちがアクティブに参加できるようなものがあったりとか、そんなのがあってもいいかなど。きのうですが、国産のロケットが、たまたま私も生中継を見ていて、それを楽しみに見ている子どもたちがまた映っていて、すごくやっぱり科学って夢があるなと思って見ていたのですけれども、そういうものがやっぱり身近にできるということは、すごくもっと身近に科学を感じられることができると思いますし、非常に明るい材料だなど、この報告書を拝見していただいて思いました。

報告書の35ページ、後ろの方に施設整備の方向性というところで、「乳幼児施設との複合化は、幼児教育に関して連携を図ることができる」とか、「図書館との複合化は、生涯学習の拠点として新たな知的空間の創造に繋がるのが期待できる」とか、いろいろ書かれていまして、いろいろな方向性がある施設ができると、よりよいなという感じがちょっといたしました。

以上です。

生涯学習推進課長 この新たな科学教育の拠点につきましては、最先端の科学を常に提供できる場にしてまいりたいと考えております。また、展示についての今後の事業展開の視点でもお示ししておりますけれども、子どもから大人まで来ていただいて、参加・体験できるような、そういう展示などを充実していきたいと考えてございます。

また、整備の方向性でございますけれども、これは施設案の考え方自体でも複合化・多機能化ということが言われておりますので、新たな拠点と複合化・多機能化することによって、効果的・効率的なものになる施設とマッチングさせていくようなことを研究してまいりたいと考えております。

庶務課長 ほかに、ご意見等いかがでしょうか。

伊井委員 對馬委員のおっしゃったように、本当に夢があって、これが発表されるときの話題のなり方がどんな感じだろうと、楽しみな気がいたしますけれども、大枠はこの報告書という形で出ていることなので、微細なところではなくて、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、最先端ということもすごく大事なのですけれども、これまで学びとして変わらぬ科学の一番根本的なところみたいなものは、もちろん授業で伝えられるところなのですが、どんな方にもそういうものがわかるような仕組みみたいなとか展示とか、そういうことも含めてご検討いただけるとありがたいのかなと思いました。

それから、企業との連携において多様な展示ということで、企業さんから資金面とか、いろいろなこともありますので、ここの連携は、今、『下町ロケット』とかやっていますけれども、そういうところの本当に頑張っている方たちのところから、いろいろな支援とか、それから交流が図れるといいなと思うのですが、やっぱり研究組織みたいな、例えば大学とか研究所とか、そういうところの学生さんもいらっしゃいますし、

研究者もいらっしゃいますし、その辺との連携というのも、ぜひ大事にさせていただきたいなと思います。

渋谷区のこども科学センター・ハチラボに行ったことがあるのですが、この報告書を見ていて、全国に本当にこれだけ科学に関する建物があるのだなということを改めて読ませていただいて、また、そこまで押さえた形でこの報告書をつくっておられることが、本当にすばらしいなと思いました。楽しみにしております。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

折井委員 私の方も細かなことではなくて、今後期待するということの意見なのですが、最初、こういうこの施設をつくったときは、かなり注目もされますし、それから、気概も入っていると思うのです。ただ、それが5年後、10年後になったときに、同じようなクオリティ、要は、その時代に即したクオリティですね。今と同じではなく、変わり続けなれないといけないということなので、とって大きなコミットメントをしようという区はしているのだなというふうに思います。

例えばカフェでも、最近の潮流ですよ。カフェをつくって交流ができて、お茶を書籍とかコンピュータがある横でも飲むみたいな、そういったものって、とって印象もいいですし、実際にやはり区民の方にとってもいいと思うのです。じゃあ、とりあえず子どもも連れて、お茶を飲みながらでも、ちょっとずつ、ちょっとずつ科学に触れさせようというので、非常に重要だと思うので、とっていいのですけれども。

ただ、やはり運営費もかかりまして、ほかの地域でのものを見ると、自動販売機があって飲食可みたいな感じのことがありますので、カフェだけではなくて食べ物が大丈夫なところだとか、いろいろ今後、区民の方々のご意見、もちろん託児的なものも要望が出るのではないかなというふうに思いますし、ちっちゃな子、本当に小学校、中学校のお兄さん、お姉さんもいるけど、そのときに親もついていて、ちっちゃな子どもも、どうにか面倒を見なければいけないといった、区民が集まる場所というのは、非常に大きな、いろいろな要請というのでしょうか、求められるものが多くありますので、ぜひ区民の方々の意見をしっかりと聞いていただきながら、案を詰めていただきたいなというふうに思います。

生涯学習課長 新たな科学教育の拠点がまさしく目指すところは、出前型・ネットワーク型の拠点でございまして、その拠点も今までの科学館

の反省というのもございます。特に展示等につきましましてはリニューアルがされずに、この間、ここまで来ているということもございますので、常にやはり来られた方が、その場所で交流して、区民の方が成長し、また科学館もできたとき、そのまんまという形ではなくて、拠点自体が成長していくと。そういうような場を目指してまいりたいと考えてございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましましては、以上とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項2番「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果等について、済美教育センター統括指導主事からご説明願います。

統括指導主事（手塚） 私からは、「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要及び結果について報告させていただきます。

本調査は、児童・生徒の問題行動等について、今後の生徒指導施策推進の参考とするものであり、国の調査となりますが、そのうちの本区の実態についての報告でございます。

それでは、2、調査結果及び考察をご覧ください。

まずは、（1）の暴力行為についてです。小・中学校ともに、暴力行為の発生学校数及び発生件数は増加しております。日々、学校問題等を扱っている教育SATからは、自分の感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童・生徒が増加しているという報告が入っております。

今後の取組としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職や関係機関との連携を一層強化する必要があること。また、暴力を行う児童・生徒の背景を理解し、個別の支援を一層充実することが挙げられます。

続いて、（2）いじめについてです。いじめの認知学校数及び認知件数ですが、認知学校数は小・中学校ともに増加しています。一方、認知件数については、小学校は減少しているものの、中学校では増加しているという実態があります。

小学校でいじめが減少している理由としては、校内のいじめ防止に向けた取組の組織化が一層推進され、教職員のいじめに対する意識の向上が図られたことにより、いじめを許さない学校づくりが推進されたこと

が考えられます。

一方、中学校でいじめが増加した理由としては、杉並中学生生徒会サミット等の開催等により、中学生のいじめ問題の意識が高まり、その結果、アンケート調査等において、生徒自身が正直にいじめられている実態を報告するようになってきたことから、認知件数の増加があると考えられています。

今後の取組としましては、「杉並区中学生生徒会サミット」や「いじめ電話レスキュー」、「ネットでトラブル解決支援システム」等の具体的ないじめ問題の取組を継続するとともに、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」を策定したことからも、その趣旨に基づく取組を総合的に推進していきます。

最後に、(3) 不登校についてです。不登校の件数ですが、小学校では発生学校数の減少に伴い、不登校数も減少しております。中学校では、昨年度に引き続き、全ての中学校において不登校生徒がおり、人数も増加しています。

現状としては、昨年度から引き続き、不登校状態にある生徒が多く、長期化している傾向が見られます。

今後の取組としては、スクールソーシャルワーカーやふれあいフレンド派遣による家庭支援の充実を図るとともに、多様化する不登校児童・生徒の一人ひとりの状態に合わせたきめ細かい支援を実施してまいります。

また、学校と適応指導教室が連携を深め、通室している児童・生徒の支援の方法を共有し、効果的な支援を行ってまいります。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明について、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

折井委員 (1) の暴力行為についてお伺いしたいのですが、調査結果のところで、発生件数が中学校は増えているということなのですが、これは件数ということなのでお聞きしたいのですが、問題行動をしてしまう生徒さんの人数が増えたのでしょうか、それとも1人の生徒さんが起こしてしまう件数が、回数が増えて、それが件数に反映されているのでしょうか。もしくは、そのどちらでもないのでしょうか。

統括指導主事(手塚) この発生件数というのは、あくまでも学校の中で

起こった件数でありますので、子ども、生徒の方が、それだけの人数がいたということではなくて、1人の生徒が2回、3回起こしているということも考えられます。

折井委員 そのあたりはフォローして、追跡調査というのでしょうか、それはなさっていないのですか。

済美教育センター所長 これ、中を見ていくと、実際、ここ数年、ここ三、四年は、1人の子が複数回起こしているというケースがどんどん増えてきているというのが実態です。いわゆる、たび重なって、これは暴力といっても対人と対物とありますので、物に当たったりですと物を壊したりですとか、あるいは友達に向かう、あるいは教師に向かう、そういったものを含めてですけど、1人の子が繰り返し行っているというのが、ここ数年の傾向であるといえます。

折井委員 ということは、発生件数がすごく増えたように表面上見えるのですが、何人かはちょっとわからないですけれども、かなり問題行動を起こしてしまう、もうコントロールがきかない状態の人が数名いて、ほかの件数自体は、そこまで急激に増えているということでもない可能性があるという理解でよろしいですか。よくわかりました。ありがとうございます。

教育長 この調査の暴力行為の定義が変わってきているわけですよ。かつては、校内暴力、中学生を中心とした校内暴力が非常に多かったころは、暴力というのは調査の対象として把握して、生徒指導、生活指導を充実させていくという流れがあったわけだけれども、当時のいわゆる学校内で起こる暴力行為と最近の傾向とは全く変わってきているわけですよ。それを一くくりにして、問題行動とか暴力行為とかと言っていることの方が、もう時代遅れなのですね。例えば発達障害を持っていて、言語による行為の方法がうまくできない子は、突然手を出すとか、足を出すとかということがいっぱいあるわけですよ。これは気に入らないから、学校のガラスをみんな割ってしまったということとは全く違うわけですね。

つまり、粗暴な振る舞いをして器物を損壊したとかというようなことと、それから、先ほどの人間関係を取り結んでいくことが増えていて、言葉で言えば済むところを、つい十分な言葉で相手とコミュニケーションができないばかりに手が出るとかということがあるわけじゃない

ですか。そのところは単純に暴力行為という形でくるよりは、生徒指導上のいろいろな課題によって、もう少し丁寧に見ていった方が私はいいと思うのですよ。

文部科学省のもの、いわゆる通称問行調査というのは一くくりでやっているから、数字として増えたり減ったりしているけど、実は大事なことは、暴力行為の内実が変わってきていることです。つまり、かつての中学校や高等学校の中でよくあった器物損壊を伴う暴力行為とは全く違ったものが増えていることの方が問題なわけなのですよ。

つまり、この暴力行為というのは、生徒指導上の問題というよりは、教育指導上の配慮が必要な児童・生徒ということになってくれば、荒れた生活をしている児童・生徒を指導する方法と、言葉によるコミュニケーションとか、要は穏やかな人間関係を取り結ぶことが不得手な子どもに対する指導というのは、当然指導のあり方も変わってこなければいけない。だから、調査の方法も、やはりその辺に我々は、文科省に報告する水準はこれでいいとしても、現場で子どもを実際に指導していくに当たっては、どういう背景で起きてきたのか知る必要があります。ですから、今後の取組のところに、スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカー等の専門職の活用や関係機関との連携、それから、児童・生徒の状況に応じた個別の支援と言っているのは、そのことなのですよね。

ぜひ今後、学校でこういった問題を扱って、なぜ、この子はそういうことをするのかと考えるときに、いわゆる指導上の問題で起きてくる場合と、その子が持っている発達課題がもたらしたことであるとすれば、適切な教育指導をしていかななくてははいけないわけで、それはいいとか悪いとかという問題ではないのですよね。教育の課題です。悪いことをしたから指導するということでは全くなくて、その子がそうせざるを得なかったという背景をよく理解した指導をしていかないと、ただの暴力行為、ただの問題行為という形におさまってってしまうので、それは我々が理解しているとはいえ、なかなか社会一般に理解されない部分もあるので、そういう理解を徹底していくということと、学校における指導のあり方も、そういうことを周知徹底し、教職員が理解を深めていくというのが、まさにここに記載の2つの取組は、意味を持っていることだと私は受けとめました。

統括指導主事（手塚） 今お話があったとおりののですけども、こちらに

書いてあるとおり、ただ、先生が子どもたちを抑えるというわけではなくて、やはり子どもの心の中の傷というのを埋め合わせていかないと、表に出てきている暴力行為が減っていかないという意味で、やはりスクールカウンセラーや、そして、やはり家庭に問題があるところがありますので、スクールソーシャルワーカー、そして、それを取り巻く関係諸機関と連携を図っていかねばこの問題は解決できないと思います。これからも、教育SATを中心に支援をしてまいりたいと思います。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

對馬委員 きょう午前中に中学校のPTA連合協議会との懇談がありまして、そのときに保護者から出たご意見の中で、スクールカウンセラーが使いづらい。日本って、カウンセラーを使うというか、利用するというのがあんまり日常ではないので、特に学校のスクールカウンセラーの部屋がすごく廊下の奥の方で、配慮により奥の方にあったりすると、非常にやっぱり行きづらい。ちょっと相談したいなと思うことがあっても、予約がいっぱいでとれないで、そのためにわざわざ電話するのもしづらいなんていう意見がありまして。ただ、やっぱり今、お話にあったように、家庭の中で、お母さんがちょっと相談して、そこら辺がクリアになって、明るい気持ちで子どもに向かえれば、子どもが明るくなるということはあると思うので、そのあたりを、システム上、非常に難しいかもしれないけど、あるお母さんなんかは、ほかのみたいにネットでピッと予約、「ここ、あいている。なら、いける」、ピッとかって、できたらいいななんてね。私が言っているか、言っていないかとか、そういうことではなくても、もっと気軽に行けたらいいなという声があったので、どのぐらい反映できるかはわかりませんが、やっぱりせっかくカウンセラーさんがいてくださるので、有効活用というかな、うまく使うことで、子どもたちにいいものが還元できたらいいなと感じました。

特別支援教育課長 スクールカウンセラーの活用に関しましては、学校の方でも、学年を定めてですけれども、全員と面談をするというようなことを年1回やっておりますので、そして、カウンセラーの方とまずお話しする機会、そういうのをつくっておりますので、そういったところをまた広げながら相談しやすい環境をつくっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

伊井委員 もちろん、お子さんのこと、ご家庭のこと、学校のこと、本当

にデリケートな問題なので取り組んでいくのは大変だと思いますけれども、やっぱりそこに担任の先生とか先生方もかかわっていらっしゃるので、先生方のご苦勞とか、それから心情というのは、それも含めていかばかりかなと思うことがあります。そのあたりもぜひケアしたり、子どもにこういう語りかけをするとよくなっていくというような研修とか指導とか、そういうのもちよっと細かにやっていただけるといいのかなと思うので、よろしくをお願いします。

統括指導主事（手塚） 今、お話があったとおりで、これを担任の問題とかにしてしまうと、学校のその担任は非常に心的に不安定な状態になっていきます。ですから、学校が今、組織的に動こうというのは、そういうことだというふうに考えておりますし、また、そのように指導しています。1人の子どもについて、学校教職員全体でその子の発達の障害や、または暴力行為があった場合についてはそれを理解し、どんな場面においても、いろいろな先生方が子どもたちに声をかけていくような学校にしていかなければいけないというふうに思いますので、常日ごろSATの方も通して、そのことだけは忘れずに支援はしております。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

では、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭にお諮りをいたしましたように、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、何か連絡はございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、12月9日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、引き続きまして議案の審議を行います。議案の上程、説明は事務局よりお願いをいたします。

庶務課長 それでは、議案第71号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。私からご説明いたします。

特別区人事委員会は、本年10月13日、各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。勧告の内容でございますが、職員の給与が民間の従業員の給与を1,413円、率で0.35%下回っていることから、公民較差を解消するため、月例

給を引き上げ、給料表を平均0.3%改定するとともに、特別給の支給月数を0.1月引き上げるものでございます。区におきましては、こうした状況を踏まえまして、本年11月4日、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、同日に答申がなされたところでございます。

答申の内容でございます。区においては、財政の健全化を推進し、行財政改革を進めていくこと、区議会においては内部改革を進めていること等、区長等の様々な取組は評価できるものであること、本年の特別区人事委員会勧告において月例給及び特別給がプラス改定であること、昨今の日本経済における景気は緩やかな回復基調が続いていることから、区長等の給料月額及び議員報酬月額を0.3%、期末手当の支給月数を0.1月、引き上げることが妥当であるとするものでございます。

区では、この答申を受け、検討いたしました結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申のとおり改定することといたしました。

なお、関連する4件の条例を条建てで改正することとしており、第3条におきましては、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。

議案の最後から2枚目に添付しております資料2の「給与改定等の概要」をご覧ください。給料及び議員報酬の改定でございますが、教育長の給料月額等を記載のとおり0.3%引き上げることとしております。また、期末手当につきましては、支給月数を年間で合計0.1月、引き上げることとしております。最後に、これらの改定の実施時期でございますが、特別職報酬等審議会の答申を踏まえまして、給料及び議員報酬にかかる規定は本年11月1日から、期末手当にかかる規定は本年12月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第71号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第71号は原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、議案第72号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私から説明いたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会は、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていることから、職員の給与を率で平均0.35%、金額にして平均1,413円を引き上げるものというものでございます。

特別給につきましては、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月を0.1月引き上げ、4.3月分とするものでございます。この支給月数の引き上げ分につきましては、民間の支給状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしております。

また、扶養手当につきましては、国、他の地方公共団体及び民間の支給状況等を踏まえ、扶養親族である子等にかかる手当の月額を500円引き上げ、6,000円とするものでございます。

特別区におきましては、この勧告の取り扱いにつきまして慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。そこで、本区におきましても、職員の給与を改定する必要があるため、この条例を改正するものでございます。

なお、条例の改正に当たりましては、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があるため、2条建てで改正しております。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております資料2の「給与改定の概要」をご覧ください。

まず、給料表の改定でございます。公民較差を解消するため、給料表の給料月額を別表1のとおり引き上げることといたしております。扶養手当につきましても、公民較差を解消するため、配偶者以外の扶養親族にかかる手当の月額を5,500円から6,000円に改めることとしておりま

す。

資料2の2ページ目をご覧ください。期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。現行の支給月数、平成27年度の支給月数、平成28年度の支給月数をそれぞれ記載してございます。職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.1月引き上げ、年間の特別給を4.3月分とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の年間支給月数を0.05月引き上げ、2.25月分としております。

最後に、施行期日等でございます。第1条による給料表、扶養手当及び勤勉手当にかかる改正は公布の日から施行し、改正後の給料表及び扶養手当にかかる規定は本年4月1日から、勤勉手当にかかる規定は本年12月1日から適用することとしております。第2条にかかる勤勉手当にかかる改正は、平成28年4月1日から施行することとしております。このほか給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に、号給の調整を行うことができること等としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第72号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第72号は原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、議案第73号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私から説明申し上げます。

先ほど議案第72号でご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告では、職員の扶養手当及び勤勉手当を引き上げることとしております。また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当であるとの意見が出されました。東京都の教育職員の給与につきましては、本年10月16日に東京都人事委員会から、都知事等に対し

まして報告及び勧告が行われたところでございます。その勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていることから、職員の給与を率で平均0.12%、金額にして480円、平均で引き上げるというものでございます。

区では、特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めました結果、勧告の内容を実施することといたしました。このことに伴いまして、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております資料2の「給与改定の概要」をご覧くださいと思います。

まず、給料表の改定でございます。給料表の給料月額を別表1のとおり引き上げることとしております。次に、扶養手当及び勤勉手当につきまして、幼稚園教育職員と同様に改正を行うこととしております。

最後に、施行期日等といたしまして、幼稚園教育職員と同様に、この条例の施行日、適用日に関する規定のほか、必要な経過措置等を定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第73号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第73号は原案のとおり可決といたします。

それでは以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。